

令和 4 年度 第 1 回

岩手県地域年金事業運営調整会議

議事録

令和 4 年 7 月 21 日（木）

マリオス 18 階 183～186 会議室



盛岡年金事務所（岩手県代表事務所）

1 開会

(司会) 本日の司会を務めさせていただきます 盛岡年金事務所の立花でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の会議は、新型コロナウイルス感染症防止対策を徹底した会議とさせていただくため、委員の皆様方には、入室時の消毒・検温にご協力をいただきありがとうございます。また、会議中も間隔の確保、アクリル板の設置、消毒等を徹底しての運営とさせていただきますのでよろしくお願いいたします。本日の会議は、午後4時頃までの終了を予定しておりますので皆様のご協力方よろしくお願いいたします。

2 主催者あいさつ

(日本年金機構盛岡年金事務所 佐々木所長)

盛岡年金事務所の佐々木でございます。

本日はお忙しい中、今年度第1回目の「岩手県地域年金事業運営調整会議」にご出席いただき誠にありがとうございます。

最近、帰宅途中に盛岡八幡宮で「さんさ踊り」の練習風景を目にします。太鼓の音など聞くにつれ、3年ぶりの開催に期待を寄せる気持ちと、経済が好転することを願うばかりです。

一方、コロナも収束するかに見え、県内においても感染者数がまた増加してきました。前回に引き続き感染防止対策を取りながら進めてまいりたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

さて、私からは年金制度の見通しについてお話をさせていただきます。

2024年度の年金財政検証を踏まえた次期年金制度改正を見据え、年金局ではこの夏にも社会保障審議会年金部会を開いて議論を開始する方針のようです。

改革のテーマの一つが将来的な水準低下が懸念される基礎年金の目減り対策と厚生年金の適用拡大です。適用拡大は今年10月から企業規模101人以上、2024年10月には51人以上まで引き下げることが法律で決まっておりますが、今の政権が目指す「勤労者皆保険」の実現に向け、どれだけ踏み込んだ議論となるかが焦点だと思います。

いずれにしても、制度改正の内容をしっかりと周知し適切に運用していくことが、日本年金機構に課された責務であります。そのためには、学生向けの年金セミナーもそうですが、制度説明会という機会も積極的に設けていかななくてはならないと考えています。

本日の会議では、令和３年度事業の取組結果、令和４年度事業計画について事務局から報告・説明したのち、皆様からのご意見・ご助言などを賜り、今後の取組に活かしていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(司会) 資料確認 「配布資料等一覧」を読上げ確認。

次に、「岩手県地域年金事業運営調整会議規程」の一部改正について事務局より説明いたします。

(松本副所長) 盛岡年金事務所副所長の松本と申します。よろしくお願いいたします。

配付しております「岩手県地域年金事業運営調整会議規程」の第８条にあります「運営調整会議の庶務」について、「盛岡年金事務所総務課において処理する。」だったのですが「盛岡年金事務所総務調整課において処理する。」に改正いたしました。

令和４年４月１日に組織改編があり、盛岡年金事務所の総務課が総務調整課に変更になったことにより、一部改正を組織改編のありました「令和４年４月１日から施行する」にいたします。担当課の名称変更ということでご了承いただきたいと思います。

(司会) 以上のとおり改正させていただきますので、ご理解の上ご了承をお願いします。

3 岩手県地域年金事業運営調整会議委員並びに出席者確認

(司会) 次に、本会議へ出席の方々をご紹介しますので、恐縮ですがその場でご起立いただきますようお願いいたします。

まずは、委嘱の委員様からになります。

(代理出席者、欠席者も含めて紹介する。)

続きまして、日本年金機構の出席者をご紹介します。

(出席者名簿により紹介、呼ばれたら同様に起立)

皆様に、あらかじめお願いとお断りを申し上げます。

本日の会議の議事録作成のため、録音させていただくことをご了承願います。

また、広報関係の資料とするために、写真撮影させていただきますことを併せてご了承願います。

それでは、議事に入る前に皆様へ協議させていただく事項がございます。運営調整会議規程第6条第5項において、「議事については、委員長が進行する。」とあり、運営調整会議第5条において、「委員長は委員の互選によりこれを定める」とありますが、現在委員長が不在となっております。つきましては、委員長代理の指名につきまして事務局に一任させていただきたいと存じますがご意見のある方はいらっしゃいますでしょうか？

ご意見が無いようですので、本日の委員長代理につきましては、全国国民年金基金岩手支部の鳥居委員を指名させていただきます。それでは、鳥居委員、議事進行をよろしくお願いいたします。

4 議事

(1)「国民年金保険料の納付状況等」について

(鳥居委員長) 全国国民年金基金岩手支部の鳥居です。

会議次第に沿って議事を進めさせていただきますが、皆様から忌憚のないご意見を賜りたいと存じますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

まず「国民年金保険料の納付状況等」について報告してください。
(佐々木所長) 盛岡年金事務所の佐々木です。まずは私から説明させていただきます。

資料1の「国民年金保険料の納付状況等」をご覧ください。

初めに、2ページをお開きください。「公的年金の制度体系と全体の状況」です。

公的年金は3つのリスクに備え、国民みんなで支えあう「社会保険方式」で成り立っている制度でございます。3つのリスクとは、老齢となつて働けなくなった時のリスク、事故や病気で障害を負った時のリスク、一家の働き手が亡くなった時のリスクです。「年金」といいますと、年を取ってから受けるものと誤解されがちですが、万が一の障害や死亡というリスクにも対応しています。特に障害を負った時のリスクには、交通事故や大学生となつて部活を行っているときに事故にあつてしまうというケースもあります。公的年金は決して老後のためだけにあるわけではないことをご理解ください。「社会保険方式」の仕組みは後程説明させていただきます。「公的年金制度の全体」と「令和3年度末の加入状況」が2ページ真ん中に記載されています。国民年金の第1号被保険者が1,431万人、国民年金の第2号被保険者、いわゆる厚生年金や共済組合に加入されている方が4,531万人、国民年金の第3号被保険者が763万人、合わせて公的年金加入者は6,725万人となります。なお、公的年金に加入していない方は、令和元年度の「公的年金加入状況等調査」結果に基づく推定値となりますが9万人。国民年金第1号被保険者で未納、いわゆる保険料納付もなく、免除承認や学生としての届出も出していない方が106万人。厚生年金や共済組合等も含めれば、全体の98%が保険料を納付していることになります。なお、この表には記載がありませんが、老後の年金を厚くするため、

国民年金第1号被保険者の2階部分に相当するものとして「国民年金基金」という制度もございます。

続きまして、3ページの「国民年金保険料納付状況」について、説明します。納付率というのは、免除承認等を受けた月数を除いた、納付しなければならない月数、これを納付対象月数といますが、これに対し納付した月数がどれくらいになっているのかパーセンテージで示したものとなります。ここには東北6県と全国計を載せておりますが、岩手県の令和3年度保険料の納付率は81.9%、令和2年度末の79.6%から2.3ポイント伸びており、東北6県の中で、納付率・伸び率とも3番目という状況です。秋田県には納付率で0.1ポイント及ばなかったこともあり、今年度あたりは、納付率で何とか上回られるよう頑張りたいと思います。

次に、免除割合です。国民年金制度は元々農林漁業、自営業者が加入する制度として、昭和36年4月分から保険料の納付が始まりましたが、厚生年金や共済組合のように給料から保険料が控除されるわけでもなく、また、毎月・毎年の所得に変動があったり、無職の方であっても加入しなければならない制度のため、他の公的年金制度にはない「免除」という制度がございます。免除割合については、任意加入者を除く第一号被保険者数が分母となります。岩手県の令和3年度末の免除割合は44.4%で、令和2年度に比べ+1ポイント上昇という結果になっています。

ここで、後程説明するとした「社会保険方式」について説明いたします。

仕組みとしては、「一定期間にわたり、保険料を拠出し、これに応じた年金を給付」というものでございます。特徴として、保険料を拠出した程度で給付額も決まるため、拠出と給付の関係が明確であること。一方で、保険料の拠出が十分でない場合、無年金者や低年金者となることとあります。これに対し「税方式」は、個人の保険料拠出を必要とせず、例えば国内在住年数等の要件等をもって給付するとい

うもの。低所得者にも必要な給付が可能となる一方、巨額の税財源が必要となり、他の政策との競合や景気変動に伴う税収の変動に左右され、長期的な財源として安定性に欠くこと。このため、我が国の公的年金制度は「社会保険方式」で運営されていますが、先ほど申し上げました、無年金者・低年金者に結びつく要素があることから、保険料の納付や経済的に厳しい方には未納として放置するのではなく、免除等の申請を勧めているところです。その結果が、国民年金の納付率や免除割合で図ることができます。なお、この間コロナ禍で実施してこなかった、一定の所得がありながら保険料を納付していない方への強制徴収も今年度から実施されることになりましたので、付け加えさせていただきます。

4 ページ 5 ページは、国民年金保険料の納付率を現年度保険料と過年度 1 年目、過年度 2 年目、いわゆる最終納付率毎にグラフ化したもので、4 ページが全国版、5 ページが岩手版となります。

国民年金保険料の納期は翌月末とされています。7 月分保険料であれば 8 月末が納期となります。それでは、その納期が経過したら納付できないのかということではなく、最終的には時効となる 2 年以内であれば納付できる制度となっています。そのため、納付率にも現年度の保険料を現年度中に納付した月数で計算する現年度納付率、過年度 1 年目までに納付した月数で計算する過年度 1 年目納付率、過年度 2 年目までに納付した最終納付率がございます。当然ながら、全国にしても岩手県にしても現年度よりは過年度 1 年目、過年度 1 年目よりは過年度 2 年目の最終納付率の納付率が高くなります。5 ページの岩手県は 4 ページの全国と比較して、いずれも高い納付率を確保しています。表の作りが同じですので比較しやすいと思いますが、ここでは 5 ページの岩手県の納付率をご説明いたします。まずは、青色で表記しています現年度保険料の納付率です。平成 23 年度は 65.2%でしたが、10 年連続で上昇し、令和 3 年度は 81.9%となりました。全国と比べ 8

ポイント上回っています。グレーの線で表記している最終納付率は86%となり、これも全国と比較すると8ポイント上回っています。

6ページ7ページは、全国と岩手県の年齢階級別の現年度納付率です。どちらも平成27年度から令和3年度までを記載していますが、折れ線グラフのとおり、25才～29才で一旦落ち込み、その後年齢が上がるにつれ納付率も上昇していく状況となっています。20才～24才までは、学生納付特例制度の活用や親御さんの関与が強く働いている世代ですが、本日まで議論いただく学校単位での「年金セミナー」の効果が表れているものと考えています。

最後になりますが、国民年金は個人で手続きしていただくことが基本となります。一旦、就職し厚生年金や共済組合に加入したものの、その後、離職するケースや、結婚や子育てなど生活環境に左右される面が大きいと感じています。私どもは、将来的に「無年金者」を発生させないため、各種勧奨業務や納付督促を行っていますが、県内各市町村様からの情報提供や窓口対応等の連携が不可欠であると感じています。また、高齢化社会において、冒頭申し上げました三つのリスク全てを回避できる方はそうそういないと思います。引き続き、公的年金の大切さを理解していただける制度周知・取組を行っていくことを申し上げ、説明とさせていただきます。

(鳥居委員長) ただいまの「国民年金保険料の納付状況等」の報告につきまして、質問のある方は挙手願います。

特に無いようでございますので、議事(1)「国民年金保険料の納付状況等」について、ご確認いただいたということで終了いたします。

(2)「令和3年度地域年金展開事業取組結果及び令和4年度事業計画」について

(鳥居委員長) 続いて「令和3年度地域年金展開事業取組結果及び令和4年度事業計画」について報告してください。

(松本副所長) 盛岡年金事務所の松本です。それでは私から説明させていただきます。

資料2の「令和4年度 第1回 岩手県地域年金事業運営調整会議」をご覧ください。

2ページに地域年金展開事業の概要がございます。真ん中の青い欄の地域年金展開事業を実施する日本年金機構、協力していただく年金委員、地域年金推進員。地域のネットワークとして「関係機関」「地域」「関係団体」との協力連携、共同開催を通じて地域住民、学生や会社員の方などなどに年金制度の普及、啓発を行うものとなります

3ページには主な取組内容が掲載されており、4ページ以降で令和3年度の岩手県における事業取組結果をまとめております。

では、地域連携事業の(1)事業の取組、自治体との連携です。市町村職員を対象とした国民年金事務新任担当者研修会や担当者研修会を開催いたしました。事前のニーズ調査、開催時のアンケートをもとに、ご要望に沿った内容で研修を実施し、日頃の疑問点の整理や意見交換を行いました。令和3年度においては、WEB会議ツールを活用したオンラインによる研修会を9回実施し、出席者の増加につながっております。これまでの研修会は事務所ごとの開催でしたが、令和4年3月の年金制度改正の研修会は県単位でオンラインを活用して県内の市町村担当者を対象に実施しました。

また、このような研修会のほかにも、市町村に貸出しております端末機器の操作の研修を市町村に出向いて実施するとともに、訪問の都度制度説明会を行うことで市町村の窓口サービスの向上につなげることができました。

それから参考資料として配布しております市町村に対する情報誌「かけはし」を奇数月に発行し、制度改正内容や分かりづらいといわれている障害年金請求事務手続きにかかる留意事項や受給者・被保険者に向けた送付物の内容の情報提供を行いました。

5 ページは、市町村の広報誌への年金制度に関する記事掲載依頼を行い、すべての市町村において複数回掲載していただきました。

また、市町村の国民年金事業及び地域年金展開事業に対するさらなるご理解を賜るべく、市町村長への事業報告及び協力依頼を行いました。

ポスター、リーフレットについては、全市町村でポスター掲示、リーフレット設置にご協力いただきました。一部市町村では、ねんきんネットリーフレットの全戸配布や回覧のご協力をいただいております。

次は、関係団体との連携についてです。

全国健康保険協会岩手支部とは、年金委員、健康保険委員の功労者表彰伝達式と併せ研修会を開催し、制度改正等について事業所への周知を図りました。

岩手県社会保険協会とは、参考資料で配布しております「社会保険いわて」に記事の提供を行い、制度改正等について事業所に周知を図りました。

岩手県社会保険労務士会とは、毎月定例会を実施し、各年金事務所への相談窓口の業務委託の状況や課題等について情報共有・協力連携を図りました。さらに「街角の年金相談センター盛岡(オフィス)」の運営や各年金事務所の年金相談窓口と市町村での出張年金相談窓口の委託をし、お客様にとって身近で便利な窓口として連携を図っております。また、社会保険労務士会主催の研修会へ講師を派遣し、年金制度の説明を行いました。

岩手県商工会議所連合会・岩手県商工会連合会とは、各年金事務所において、事業所向けのパンフレットの設置のご協力をいただきました。また、令和3年度は、会報誌に「社会保険手続きの電子申請」や「ねんきんネット」に関する記事を掲載していただきました。

報道機関との連携では、報道機関22社へ「わたしと年金」エッセイ募集、「ねんきん月間」及び「年金の日」、「第2回岩手県年金ポスターコンクール」募集等の周知・協力依頼を行いました。昨年は、岩手日

報でポスターコンクールの入賞者への表彰授与の記事を掲載していただきました。また、ラジオ、コミュニティFM やケーブルテレビにおいては、「予約相談」や「ねんきんネット」、「新型コロナウイルス感染症に伴う国民年金保険料臨時特例免除」等の公的年金についての制度広報を行いました。

7 ページのその他として、地域市民後見人養成講座等に講師派遣を行い、制度説明を行いました。これらの講師派遣はほぼ毎年依頼があり定着した感がありますが、次のハローワーク職員を対象にした制度説明会と農協の年金相談担当職員を対象としたオンラインによる制度説明会については、目新しい取組でした。

(2)総括と今後の対策になりますが、総括は今までの説明と重複するため省略いたします。今後の対策として、市町村職員向け研修会は引き続きご要望を伺いながら研修会の開催、市町村に出向いての情報提供、意見交換を行い、市町村との連携強化を図ってまいります。また、国民年金事業に対するご理解を賜るべく、市町村長への協力要請を行い、制度周知、広報については、これまでの取組を継続し、自治体を始めとした関係団体の皆様と連携を図りながら進めてまいります。

年金制度説明会については、いまだ収まらない新型コロナウイルス感染症の防止及び受講機会の拡大から非対面型のオンライン制度説明会の開催を推進してまいります。

続きまして8 ページ、年金セミナー事業の取組です。セミナー開催に向けたアプローチは、岩手県教育委員会、岩手県高等学校長協会等の関係機関の協力を得て、中学校、高校のほか令和3年度から障害年金制度の周知活動として特別支援学校へ年金セミナーの周知を図りました。各年金事務所では、大学、短大、専門学校、高校、中学校、支援学校にそれぞれセミナー開催に向けたアプローチを行いました。なお、中学校へのアプローチは「岩手県年金ポスターコンクール」の協力依頼と併せて取り組みました。各事務所の実施状況は表のとおりです。

9 ページの表では、セミナー実施状況を掲載しております。上の事務所別の実施状況には、カッコでオンラインと DVD 視聴による実施を再掲しております。県全体の 14 校の内訳ですが、オンライン開催は 3 校 4 回、DVD 視聴は 11 校 13 回と DVD 視聴が増えました。コロナ感染症防止の観点からオンライン等での開催が増え、結果開催校の増加に繋がっております。下の教育機関別の表を見ますとオンライン開催により大学や専門学校の実施が増え、新たにアプローチした特別支援学校での実施が特徴的でした。

10 ページからは、セミナー受講後のアンケート結果をまとめたものになります。講義前と講義後の年金に対するイメージの変化が顕著でセミナーの重要性を実感するところです。引き続き年金制度を正しく理解していただけるような資料や説明の仕方を工夫してまいります。

13 ページです。セミナーの開催には地域年金推進員の活躍が不可欠です。教員 OB の二人の方には高校を中心にセミナー開催に向けたアプローチからセミナー講師はもちろんですが、「わたしと年金」エッセイ応募の協力依頼も実施していただき、セミナー開催、エッセイ応募に繋がりました。

また、岩手県教育委員会には、教育長名で各高校長、中学校長、各市町村教育委員会教育長宛ての協力依頼を図っていただきました。

「わたしと年金」エッセイ募集の取組は、年金制度に対する理解を深めていただくため、中学生以上を対象にエッセイを応募していただくものになります。より多くの方への周知が必要となることから岩手県教育委員会への協力依頼のほか市町村、図書館、公民館、コミュニティセンター、商業施設、県内主要郵便局などにポスターを掲示、リーフレット設置の協力依頼を行いました。令和 3 年度の応募結果は、表のとおりで、残念ながら前年度 13 名の応募を下回る 7 名の応募となってしまいました。

14 ページは、岩手県年金ポスターコンクールの実施についてです。第 2 回目となりますが、厚生労働省東北厚生局、岩手県教育委員会をは

じめ7団体に後援していただき、県内の中学生に年金をテーマとしたポスターを作成していただきました。美術部や夏休みの課題として取り組んでいただき21校77作品の応募がありました。入賞作品15点を決定し、入賞者には各年金事務所長が中学校を訪問して表彰を行いました。中学生にはなじみの少ない「年金」にもかかわらず「老後の支え」や「未来へつなぐ」「みんなのため」といった明るく優しいポスターばかりで、「年金を考えるきっかけになった」などのお声をいただきました。県内の商業施設や市役所等で入選作品展示のご協力をいただいております。

15ページの年金セミナーの総括と今後の対策では、これまでの運営調整会議でのご意見を踏まえ、セミナー未実施校への再アプローチの際、次年度の開催依頼を合わせて行い、次年度につながるアプローチができました。また、コロナ感染防止と受講機会の拡大のため、従来の対面型のセミナーとオンライン形式やDVD動画の提供も併せたアプローチを行ってまいります。特別支援学校での年金セミナーは、障害年金制度の周知として重要と考え、今年度も継続して取り組んでまいります。

「わたしと年金」エッセイ募集については、ポスター、リーフレットの協力依頼の枠を広げましたが、県内の応募者を拡大できませんでした。学生からの応募を目指し、セミナーアプローチ及びセミナー開催時に応募依頼を行うようにしていきます。一般の方向けの周知は、ポスターの掲示場所や施設を拡大できるよう取り組みます。ポスターコンクールについては、前年度を上回る応募がありましたが、より年金制度に関心を持っていただけるよう年金セミナー開催と併せてアプローチしてまいります。

次は、16ページの地域相談事業の取組です。年金事務所から離れているところにお住いのお客様のため、各年金事務所の遠隔地出張相談を実施しました。コロナ禍の影響で一時開催を見合わせた会場もありましたが、現在は全ての会場で開催しております。

ハローワークの離職者説明会での国民年金説明会の実施は、離職者へ国民年金の加入、納付、免除の手続きに関しての説明ができるため、手続きの周知、納付漏れの防止の対策として有効なものになります。コロナ禍の影響で国民年金の説明会を一時中止している事務所もありますが、中止中であってもハローワーク職員が国民年金の資料配布をしており、動画については、待ち時間を利用して放映するなど、ハローワークにお任せしているところです。表は離職者説明会で国民年金説明会を開催した回数です。ハローワーク花巻の6回は再開した令和3年12月と令和4年1月分で2月からは再度中止になっています。

次のページの今後の対策は、コロナ禍であってもお客様の利便性を確保するため、市町村と連携を図りながら感染防止策を講じたうえで出張相談を行います。ハローワークでの国民年金説明会は貴重な機会であり、また、退職予定者説明会への参加なども含めハローワークと引き続き協力連携を図りながら実施してまいります。

続きまして18ページ、年金委員活動支援事業の取組です。年金委員は、活動の場によって職域型年金委員と地域型年金委員があります。職域型年金委員は事業所の事務担当者や総務の責任者などに従業員と年金事務所をつなぐパイプ役となっていていただき、制度の説明や手続きの案内など従業員さんの身近な相談役として活躍しております。また、地域型年金委員は、ご自身の活動する場、お住いの町内会や所属する団体、サークルなどで制度周知や助言を行っていただく民間協力員になります。令和3年度もコロナ禍の影響により委員の研修会は対面による取組が厳しい状況となりましたが、感染防止対策を講じ、オンラインを活用するなどして研修会や連絡会を開催いたしました。毎年、ねんきん月間に開催される機構本部主催の「全国年金委員研修」については、年金委員の方に年金事務所にお集まりいただいて、日本年金機構のテレビ会議システムを使用したり、各職場や自宅からWeb会議ツールを活用して研修に参加する取組も実施しました。

参考資料にあります広報誌「職域型年金委員つうしん」や地域型年金委員向け「支えあい」を定期的に発行し情報提供を行うほか、各種活動支援としてポスターやリーフレットを提供しながら制度周知や広報の協力を依頼しました。

19 ページは、年金委員表彰の実施です。長年年金事業の推進及び発展に貢献された年金委員の方々を対象に年金委員功労者表彰伝達式を全国健康保険協会岩手支部との共催により令和3年11月25日に開催いたしました。年金委員の委嘱拡大に向けた取組としては、職域型年金委員が委嘱されていない事業所を対象に委員制度を周知し委嘱の推薦依頼を行いました。職域型年金委員が委嘱されている事業所には複数名の設置協力依頼を行っております。地域型年金委員については、岩手県社会保険労務士会や岩手県年金協会を中心に委嘱の推薦依頼を行いました。また、市町村の広報誌を活用し年金委員の周知、委嘱勧奨を行ったところ年金委員の推薦につながっております。令和3年度は県内各年金事務所で委嘱勧奨に注力し、目標を上回る拡大ができました。

20 ページの今後の対策としては、従来の対面式の研修会や連絡会の実施のほかテレビ会議システムや Web 会議ツールを活用したオンラインによる非対面式の開催拡充を図り、年金委員へ制度改正等の情報提供を充実させてまいります。それから委員の委嘱拡大の取組も継続してまいります。

21 ページでは「ねんきん月間」「年金の日」の取組です。日本年金機構では、厚生労働省と協力して11月を「ねんきん月間」と位置づけ、また、11月30日を「年金の日」と制定いたしました。年金制度を身近に感じていただき年金制度に対する理解を深めていただくよう表にあります取組を行いました。コロナ禍でイベントへの参加や街頭での周知活動はできませんでしたが、感染症対策を講じて研修会や説明会等を開催いたしました。

22 ページでは岩手県地域年金事業運営調整会議、当会議についてです。年 2 回の開催ですが 1 回目は書面での開催、2 回目は 1 年半ぶりに皆様にお集まりいただき開催できました。

23 ページ、24 ページに令和 3 年度第 2 回目の会議でいただいたご意見を掲載しております。地域年金事業では、市町村窓口での障害年金の相談のハードルが高く対応が難しいという実情を語っていただきました。毎年の国民年金担当者の研修会や障害年金の研修会を行うと共に日頃から疑問点を確認できる環境を作ってまいります。

年金セミナー事業では、社労士会が学生を対象に行う出前授業と「タイアップできたら」というもので、早速今年度、調整しているところです。

オンラインや動画による年金セミナー、特別支援学校のセミナーについては、評価をしていただき、引き続き学生へ「セミナーを通じていろいろ教えてあげてほしい」という要望、それから、オンラインや動画だけでなく対面も取り入れてほしいとの要望もありました。今後も各学校のご要望をお聞きし、受講方法、受講内容を工夫してまいります。

年金委員活動支援事業につきましては、協会けんぽとの合同の研修会の要望がございました。コロナ禍ではありますが、感染症拡大の状況を見ながら協会けんぽと協議しているところです。また、オンライン研修のメリット、「時間的に効率よく参加が増える」とのお話がありましたが、一方で「オンラインで参加できない、リモートに対応できない人のためにも対面型と両方を考えてほしい」とのご意見は、その通りですので、参加者が参加しやすく参加方法を選択できるような開催を検討してまいります。

その他として、手続きの電子申請をもっと使いやすいものというご要望、新聞を活用した周知活動の提案がありました。電子申請の要望は日本年金機構本部に伝え、新聞を活用した広報については機構本部を確認しながら検討してまいります。

また、年金制度の周知、PR 活動は、これまで以上に積極的な PR 活動をと、機構本部を通じて厚生労働省、国にお願いしているところです。先日機構本部の広報室から「機構のホームページを見直したいため、実際の事務担当者の声を聴きたい」とアンケートの依頼がありました。早速、年金委員の方々にお願いをしましたが、機構側が「伝えたいこと」から、利用する人が「何を求めているのか」といった視点に見直すということだと思しますので、今後のホームページに期待しているところです。以上、貴重なご意見ありがとうございました。いただいたご意見は、岩手県の地域年金展開事業の推進に確実に反映させるよう努めます。

では、次は 25 ページ年金事務所の取組事例です。今回は宮古年金事務所の取組を千葉所長から紹介させていただきます。

(千葉所長) 宮古年金事務所の千葉です。よろしくお願いいたします。

私からは 25 ページにあります、宮古年金事務所の取組について説明をさせていただきます。

まず、管内の大学、専門学校、高等学校において年金セミナーを開催しております。管内に四年制大学はないため短期大学と専門学校、高等学校で行い、3 年度は 5 校開催しました。対面、オンラインのほか、DVD 視聴によるセミナーと様々な方法で実施しました。

管内市町村職員を対象とした研修会を対面、オンラインで開催しております。また、県内合同オンライン研修も行いました。

ハローワーク釜石、宮古で離職者を対象とした国民年金の制度説明会を開催しております。毎月複数回、具体的には毎週木曜日に宮古と釜石を交互に行うスタイルで、当所の職員が直接赴いて 5 分程度説明しているところです。対象が離職者のため国民年金への切替、免除の説明、勧奨をしています。

次は、釜石市において年金出張相談を月 1 回実施しています。毎月第 3 木曜日、完全予約制で、1 回 15 人ほどの相談があります。

岩泉町役場が配信している「ピーちゃんねっと」での制度広報を複数回実施しております。「ピーちゃんねっと」とは、岩泉町が独自で行っている IP 電話（液晶画面がついた電話機）を全世帯に配布して、町からの行政連絡等はその液晶画面に表示させ、動画配信もできるということです。こちらを利用して、国民年金の制度説明等を年に何回かお願いしており、今年度もこのまま継続してまいります。

コミュニティ FM「みやこハーバーラジオ」の宮古市役所放送枠を活用した制度広報を実施しております。宮古市からのお知らせという放送枠がほぼ毎日昼時間にあり、「宮古市の広報に載っている内容であれば放送していただける」ということもあって、まずは広報に年金事務所のお知らせを載せていただき、それをさらにハーバーラジオで放送してもらうというものです。今年度も継続してまいります。

年金月間に併せた職域型年金委員及び地域型年金委員の合同研修会については、昨年度 2 回実施しております。

それから、ねんきんネット利用促進のための税務署での窓口、確定申告会場及び管内市町村マイナンバーカード発行窓口でのリーフレット配置を依頼しております。税務署からは、委員研修会に講師として来ていただいたり、確定申告に関するチラシの配布の依頼があったり、相互に広報をさせていただいております。

最後に、管内の中学校に対して岩手県年金ポスターコンクール及び「わたしと年金」エッセイの応募を依頼しています。昨年度は 3 名の方のポスター応募があり、今年度もお願いをしているところです。

簡単ではありますが、宮古年金事務所の取組を紹介いたしました。

（松本副所長） 以上、令和 3 年度の取組結果でした。

（鳥居委員長） ただいま報告がありました議事(2)のうち、まずは令和 3 年度取組結果についてご質問等のある委員の方は挙手をお願いします。

（水原委員） 岩手県社会保険協会の水原と申します。追加と報告をさせていただきます。

6 ページの関係団体として、私ども岩手県社会保険協会との連携について、「社会保険いわて」への記事提供とありますが、加えて今年2月に県内6会場において「年金制度改正説明会」を開催し、各年金事務所より職員の派遣をいただき、184名の参加があったことを報告させていただきます。

43 ページの中間状況には4月の講習会の記載はいただいておりますが、26 ページからの事務所別事業取組状況の2月の欄には記載いただけない事務所さんもありましたので付け加えさせていただきたいと思っています。

次に質問ですが、7 ページのその他で事業所の従業員を対象としたオンラインによる年金制度説明会を盛岡年金事務所で行ったと記載がありましたが、他の事務所も含めた実施事業所数及び参加人数等が分かればお示しいただきたいと思います。

(松本副所長) 水原委員のおっしゃる通り、2月に社会保険協会主催の制度改正の説明会に職員を派遣し、制度説明をしており、制度周知のご協力をいただいております。大変失礼いたしました。

また、事業所の従業員を対象とした説明会について、盛岡以外は開催しておりません。

(本波委員) 岩手日報の本波でございます。

資料1の「国民年金保険料の納付状況等」で東北各県の国民年金納付率の数字がありましたが、トップの山形の取組で、岩手県との違いや山形県で極めて参考になる事例があれば教えてください。

(佐々木所長) 国民年金の未納者への対策については、ほぼ全国一律の取組になっているのが現状です。先ほど国民年金制度が昭和36年4月から拠出が始まったという説明をしましたが、私どもの組織が社保庁時代においても、山形県の納付率は高かったです。その下地にあるのが、昔、税金の徴収を各地区単位で集金をする、併せて年金の保険料も集金するという納付組織の実績です。それについても山形県が高かった。岩手県も決して低くはなかったのですが、それが下地にあって、今の納

付率に結びついていると思っています。

(鳥居委員長) それでは、議事(2)のうち「令和3年度地域年金展開事業取組結果」について、ご確認いただいたということで終了いたします。

それでは、ここで10分間休憩いたします。

～ 休 憩 ～

(鳥居委員長) 議事を再開しますので、令和4年度事業計画について、事務局から説明してください。

(松本副所長) 盛岡年金事務所の松本から令和4年度の事業計画についてご説明いたします。

前回1月開催の運営調整会議で計画案が承認されましたが、その後、会議の冒頭、運営調整会議の規程の一部改正で話しました通り、日本年金機構の組織改編がありました。今まで盛岡年金事務所では、この地域年金展開事業を総務課と地域調整課で担当していたところ、地域調整課がなくなり、総務課が総務調整課と名称を変え、岩手県における地域年金展開事業の総括と盛岡年金事務所管内の事業を進めていくことになりました。マンパワーのダウンは否めませんが、これまで積み重ねてきた事業でもあり、県内年金事務所の協力と関係団体のご支援をいただきながら1月に皆様からご承認いただきました計画案を維持していきたいと考えております。

まずは38ページ重点項目からです。地域や各団体における年金制度説明会開催の拡充です。これまでどおり各関係機関、団体及び市町村と協力連携しながら説明会の開催、講師派遣を積極的に行います。強化取組は、オンラインによる説明会の開催を積極的に周知、広報する取組です。実際、対面型と非対面型の両方で研修会を案内したところ非対面型のオンラインでの参加者が多く、オンライン参加の要望に応じていきたいと思います。

次は年金セミナーの拡充です。関係機関と協力・連携を図りながら

セミナー開催が昨年度を上回るようアプローチを積極的に行い、セミナー開催が低調な地域には地域年金推進員を活用したアプローチを継続していきます。強化する取組としては、非対面型、オンラインや動画によるセミナーの開催と未実施校へのアプローチの強化、中学校にはポスターコンクールと合わせたセミナーの開催を行い、開催拡大につなげていきたいと考えています。

3つ目は、年金委員の委嘱拡大と活動支援の強化です。関係団体との協力連携と事業所への委員の推薦勧奨を複数回行い、委嘱拡大を図ります。それから研修会の開催や情報提供を積極的に行い、委員の活動支援を行います。強化する取組は、地域型年金委員が活動しやすい環境整備です。すでに各年金事務所の地域型年金委員の代表が集まって、岩手県の連絡会を年4回開催することとしています。活動内容や状況などの情報交換を行い、様々な相談に対応できるよう、年金制度の研修を行います。

重点項目を3つ挙げましたが、39ページからは事業計画を具体的に示しております。

地域連携事業では令和3年度事業を継続して取り組みます。自治体、社労士会等の関係団体の皆様からはこれまでもご支援、ご協力をいただいております。制度周知啓発活動を進めてきました。今年度もよろしくお願いいたします。広報誌、会報誌を活用した広報、ポスター掲示、リーフレット設置の周知活動も継続して取り組みます。研修会、説明会についてもオンラインを活用し、多くの方が参加できるように、また年金制度を深く、正しく理解していただけるよう、内容を充実させてまいります。

40ページの年金セミナー事業については、コロナ禍であっても実施校を拡大できた令和3年度の取り組みを継続する計画です。ただ残念ながら、高校のセミナーアプローチやセミナー講師を担当していた地域年金推進員がお二人いましたが、お一人が年齢と体調を理由にご辞退されました。後任の方を各方面をお願いしております。

が、難航しているところです。推進員お一人と各年金事務所にあります若手職員を中心にセミナー講師を育成するチーム「セミナーのプロジェクトチーム」と協力して計画案のとおりセミナーの拡大と充実を目指します。オンラインによるセミナーの拡大と特別支援学校でのセミナーは強化取組といたします。「わたしと年金」エッセイ募集は、目標 15 人以上の応募を目指し、学校や施設にポスター掲示依頼を実施し、地域型年金委員にも周知を依頼しております。「岩手県年金ポスターコンクール」については、春先に各中学校に周知、お願いしておりましたが、夏休み前には、各学校に電話でアプローチするなどして応募の拡大を図っております。

41 ページの地域相談事業については、コロナ禍のような状況こそ必要なものと感じましたので、市町村、ハローワークと連携し継続してまいります。

次の年金委員活動支援事業については、積極的な情報提供と各種研修会、連絡会を継続して実施いたします。全国健康保険協会岩手支部、岩手県社会保険協会、岩手県社会保険委員会連合会、岩手県年金協会とは、これまで以上の連携強化で年金委員の活動支援を行います。

その他の「予約相談」、「ねんきんネット」、「電子申請」の利用者拡大については、日本年金機構が特に力を入れている事業ですので、各年金事務所が一丸となって地道に取り組みます。

簡単ではございますが、令和 4 年度の事業計画でした。地域年金展開事業を推進する上で、厳しい状況になりましたが、皆様のご協力とご支援を賜りながら、これまでの経験を活かし、効率よく事業推進できるはずと決意表明を込めた計画になりますが、引き続きよろしく願いいたします。

(鳥居委員長) はい、今説明がありました令和 4 年度事業計画について質問がある方の挙手をお願いいたします。

(水原委員) 社会保険協会の水原でございます。

私の方からはご検討してみてはいかがかという意味で申し上げたいと思います。

資料の8ページの年金セミナー事業、10ページの年金に対するイメージというのがあるのですが、例えばこれからこのセミナーを受けた学生が社会人になって、年金に対するイメージが講義前の割合と同じような状況となれば、学生向けの年金セミナーの継続性を重要視するのか、あるいは事業所の従業員向けの説明会を重要視するのか。限られた人員の中で、どちらにウエイトを置くべきなのかそういったことを検討すべきタイミングにあるのではないのかなと思っているところでございます。

もう一点は、参考としてのお話ですが、先ほど年金機構のホームページのお話がありました。たくさんの動画や教材がありますが、国税庁のホームページでは「税の学習コーナー」として、小学生から高校生以上までの入門編から実践編まで4段階の学習資料が掲載されています。後日、セミナーを受けた学生がもう一度勉強したいとなった場合については、こういった資料があるといいのかなと思い、紹介をさせていただきます。

(佐々木所長) 学生向けの年金セミナーについては、アンケートの結果は良い評価が出ていると思っており、そのままの感覚で社会人になって、「やっぱり年金って大事だね」と言い続けてくれればありがたいと思っています。学生向けの年金セミナーは、大学生になって部活等による障害ということもできますので、やっぱり大事なセミナーだと思っています。また、社会人になられてからは制度改正も含めてしっかり案内をしていく必要があるだろうし、厚生年金に加入して定年までずっとという働き方はなくなっているため、退職した後の話も含めて、説明する必要があると思っています。ウエイトを見直すタイミング、時期が来るかもしれませんが、今のところ学生向けのセミナーはセミナーで、制度改正は制度改正の説明会で、どちらもまんべんなく実施していきたいというところが率直な気持ちです。

それから国税庁のホームページについては、確かに今後機構本部広報

室でホームページの仕組み、記載内容等も改めていくような話も聞いています。国税庁のホームページを参考にとということも含めて、一般の方々が見て、分かりやすいような内容にするよう機構本部に話していきたいと思っています。

(鳥居委員長) 年金セミナー関係の案件になりましたので、例えば主催を受ける学校の校長先生という立場から小原委員何かあればよろしくお願いします。

(小原委員) 高等学校長協会の小原です。

まず、本年4月1日より18歳成年となりましたので、高校3年生が在学中に続々と成人しております。そういうこともあって、高校現場での年金教育を含めた消費者教育や社会と関連した教育の重要性が非常に高まっています。

今年から新学習指導要領を実施しているのですが、その目玉に「公共」という科目が必修科目となっております。この科目は、教室で教科書を見て学ぶだけでなく、高校生が社会に出て、あるいは社会から講師をお迎えして、ダイレクトに社会とつながって学ぼうという高校生にとって非常に必要な学習となっております。それを前提としたうえで、高校の年金セミナーの実状ですが、年間行事予定の中に講演会系を組み入れていくのは難しく、実際は、進路が決まった3年生が、付け焼き刃的に聞くという場合が多いのではないかと思います。そのため、セミナー、説明会というよりは「公共」の授業の講師として、社会科の授業の中にどんどん入っていくということが、とても効果的だと思います。必要があれば、高教研の地歴公民部会を紹介しますので、どんどん食い込んでいいと思います。今の高校生は、一方的な勧めを聞く授業ではなく対話型の授業もしていますので、高校生の疑問に答えるかたち、高校生が自分で課題を見つけて課題解決するようなかたちに講師として指導していただければ、現場としては非常にありがたいです。

もう一点は、今の高校生は、紙物は見ないです。スマホを見て、下向いて歩いていますので、ポスターも見なくなっています。併せて、その高校生の親世代もあまり見なくなっているかもしれません。LINE やか

わいいキャラクターが高校生に案内するような、SNS での発信の方が高校生には届くかなと思います。

(松本副所長) セミナーの件については、社会科の授業の中に入れていただけるのであれば、「喜んで」ということになりますので、地歴公民部会をご紹介します。

また、「今の学生は紙物を見ない」ということですが、その通りかと思っています。機構本部では SNS を使った発信を始めていますので、そちらをさらに充実するよう伝えていきます。

(鳥居委員長) 続いて浅沼委員お願いいたします。

(浅沼委員) 委員会連合会といたしましては、実務の方がメインですので、その中でオンライン申請が、もう少し使いやすい方法になってほしいということです。特に先日きたアンケートで、担当者に改善してほしい内容を回答してもらったので、参考にいただき、一つでも改善され、オンライン申請がしやすい方向にしていいただければと思っています。

確認したいのですが、26 ページに 4 月の年金委員活動支援として、盛岡年金事務所で推薦勧奨文書を 169 事業所に送付したとありますが、これは盛岡市内だけの文書なのでしょうか。これに関して 19 ページを見ると、年金委員の委嘱拡大に向けた取組に、職域で令和 2 年度末が 2,256 名、令和 3 年度が 2,420 名で、目標比では 68 名なのだが、対前年比では 164 名の職域型が増えている。169 の事業所に対して 164 名増えたのは、すごいなと思って資料を見ていましたが、盛岡年金事務所の事業所の推薦だけなのか。また、44 ページの令和 4 年度の間接状況の 5 月に職域型に対して文書を 783 社に送付したとあるが、盛岡だけの事業所なのか、岩手県内全部なのかを教えてください。

(松本副所長) こちら 26 ページ、事務所別事業取組状況は、その事務所管内の事業所に対してのものです。4 月確かに 169 事業所に対して、委員活動の内容等を載せた委員の推薦依頼文書を送って、このうちの何パーセントかが推薦書を提出する流れになりますので、そんなに効果が良いわけではありません。19 ページは岩手県全体の数字ですので、令和 3 年度は県

内各年金事務所の委員の委嘱拡大について、頑張って取組み、拡大したということになります。委員の交代のタイミングで「次は出せない」とか、事業所の担当者も「様々な業務をしていて時間がない」とかで推薦に結びつかないことがあります。実際に委員になっていただければ、先ほどの広報誌の送付等で、「時間的な負担をかけない」というところも併せて周知しながら、今後も委員の委嘱拡大を図りたいと思います。

また、最初の電子申請の「使いやすいように」といったところは、引き続き本部には伝えてまいります。

(浅沼委員) 44 ページの 5 月の盛岡 783 社というのはもう送付済みですね。

年金委員の人数 2,420 名、岩手県社会保険協会に加入しているのは、7、8,000 社ありますので、まだまだ増やす要素はあると思います。委嘱が少ないということに委縮しないで、どんどん増やしていくようお願いいたします。

(鳥居委員長) 年金委員の話が出ましたが、地域型年金委員ということで令和 3 年度、4 年度も依頼をお願いしています団体の社会保険労務士会の田口委員からその辺も発言していただければお願いいたします。

(田口委員) 社会保険労務士会でも、年金セミナーを適宜独自で開催しています。コロナ禍で件数は昨年度かなり減少しましたが、今年度は今のところ予定通り開催しています。大学、専門学校、高校で開催していますが、先ほど小原先生から大変貴重な意見をいただきましたので、それを踏まえた活動に努めたいと思います。最近気になっているのは、学生は私の息子を見てもですが、非常に金銭的にはきちっとして、「見返りがなものにお金を出さない」というところが徹底していて、「何かをゲットしなくてもいいから損はしたくない」というのが行動の基本にあるようです。ですから、年金セミナーについても「年金は財政的に絶対にもらえるものだよ」と、示しの付く内容を盛りこむと、なお良いのではないのかと考えました。

また、昨日協会けんぽの評議会があり、健保の財政で令和 2 年と 3 年で保険料収入が減り、被保険者の減少によるものというような説明があ

りました。私が厚生年金を見る限りですが、昨今、倒産や廃業、M&Aによる事業所数の減少ということが要因かと尋ねると、そういう要因ではないというような説明でした。なんとなく腑に落ちなくて、では少子高齢化で、被保険者の年齢から外れる人と新たに入ってくる人の数が違うからか、そうであれば、なおさら財政的な不安が高まると思っています。健保と年金の保険料収入は連動していると思うので、保険料収入の減少について、私たちも説明できるように教えていただければと思います。

(佐々木所長) 「見返りが無い」というお話については、年金制度の安心感を訴えていくのはこれまでと同様に行っていきたいと思っています。

それから健保の財政については、厚生年金も連動しておりますので、厚生年金だけのお話になりますが、コロナの関係で保険料の特例猶予という制度が令和2年度1月分の保険料から始まっており、そういった事業所があるというのが事実だと思います。私も被保険者数の減ということにはクエスチョンマークで、例えば適用拡大を進めてきている中で、国民年金被保険者がどんどん減ってきており、厚生年金、健康保険の被保険者が目に見えて落ち込むことはないかと思っています。コロナの関係でいったん保険料を猶予している事業所や、健保の保険料は単年度で改定されているのでそれが影響しているのか、また、コロナ前とコロナ後のボーナス支給の有無など、そういった様々な要因が組み合わさったのではないかと思っています。

(鳥居委員長) 地域連携の事業や地域型の年金委員というところで市町村との関係もあります。盛岡市の小國委員からも発言をお願いします。

(小國委員) 盛岡市の小國でございます。

要望になりますが、資料の42ページ(5)その他の継続取組というところに「ねんきんネット」、「電子申請の利用拡大」がありましたが、市町村でも最近「自治体DX」という言葉が叫ばれていて、盛岡市においても昨年度に押印の廃止をして地盤固めを進めているところです。

さらに、近いうちに自治体のシステムの標準化が実施され、その中に

は国民年金も含まれており、その標準化に沿っての業務のフローに変えていかなければならないと考えております。

そんな中、年金機構にあっては、今年度の5月からネットでの電子申請が免除申請など3種類で始まりました。今後さらに市町村の職員が減っていく事象もあって、なるべく被保険者の方々には、わざわざ市役所や役場に来なくても申請や手続きが自宅でできるような形で進められていくと思いますので、年金の手続き関係について、電子申請の拡大をお願いします。

(司会) 国民年金の手続きでも「やっと」というところで、今年度に入ってからネットでの手続きが3種類できるようになりました。お客様によってはできる人、できない人がまだありますが、日本年金機構としても電子申請での手続きについては、拡充の方向で検討していると聞いております。順次早めにできれば一番良いのですが、そちらの動きを注視しながら皆様に情報提供していきたいと思っています。また、このような意見があったということを伝えます。

(小國委員) もし拡大になった場合は、市町村のホームページにリンクを貼るなどして協力したいと考えております。

(鳥居委員長) 同じく市町村からの立場ということで、紫波町だと年金相談等も実施していますし、年金委員の方についても、自治体のご協力というところで謳われているのですが、何かご発言あればお願いをしたいと思います。

(内城委員) 紫波町の内城でございます。

規模は違いますが、盛岡市さんと同様に紫波町でも日々、住民の方々と様々な形で事務を進めており、やはり昨今のデジタル化推進についてもいろいろな形で取組を進めております。マイナンバーカードの普及推進も私たちにとって大きな命題で、これをどうやって進めていくか、なかなか県内でも40%台というところを突破できず、過半数、あるいは国が言うようなほとんどの人がというのは非常に大きなハードルだと認識しております。

そういった中で私たちの窓口もいろいろなお客様が増えており、特に

マイナンバーについて手続きがなかなか進まなくて、窓口が滞留する状況があり、できる方は自分で手続きを進めていただけるような取組が今後必要だと感じております。また、盛岡市さんがおっしゃっていたように電子申請について、できる方からどんどん取り組んでいただけるように私たちも強く願うところです。

とは言っても農村部の町では、紙媒体、あるいは face to face の手続きの方に安心感を覚える住民の方も多いです。二つの方面を大事にしながら、日々業務をしている状況です。情報提供いただきながら、業務を進めて参りたいと考えていますので今後ともよろしくお願いします。

(鳥居委員長) では、全体を含んでということになりますが、宮澤委員からご発言をお願いします。

(宮澤委員) 東北厚生局宮澤でございます。

年金セミナーに話題戻りますが、12 ページにアンケート結果が示されています。年金に対する疑問や不安、要は負担と給付、破綻しないとか免除制度についての関心が非常に高いという結果が出ておりますので、この辺を特に重要視していただいて、セミナーの実施時には、こういった疑問、不安を払拭するような説明をお願いしたいと考えています。

また、これは他の県での事例ですが、セミナーを大学で実施した後、学生納付特例制度の説明で申請の仕方の説明があったが、保険料の追納についての説明がなかったという申し出があったそうです。確かに学生納付特例制度というのは、学生の方にとってはお得な制度にはなりますが、「保険料を後で納めないと老齢給付には反映しない」というマイナス面もはっきりと学生に説明しないと正しく理解もできないのかと思います。セミナーの限られた時間で厳しいと思いますが、こういったマイナス面も説明することが重要であり、「あの時説明されなかった」と言われる方が、不信感を生むということもありますので、学生納付特例にかかわらず、マイナス面も触れていただければと思います。

それから、厚生労働省では学生との年金対話集会という事業を行っております。この事業についてご紹介させていただきたいのですが、主に

大学生と厚生労働省年金局及び我々厚生局の若手職員が語り合う対話集会を行っております。方法としては、年金セミナーのように最初簡単な説明をして、その後、グループに分かれて、大学生と厚労省の若手の職員が対話するというものです。大勢のところで挙手をしてというより少人数で意見も出しやすいのかと考えております。こういった事業も厚労省としてどんどん PR して、年金に対する疑問や不安を払拭していければと考えています。

最後にエッセイについて、他の県も同じなのですが、エッセイの応募作品が非常に少ないという問題があります。令和3年度の結果や4年度の事業計画にも書かれていますが、これは年金セミナー開催時に協力依頼、周知するのが最も効果的であると私も考えています。そして一番の問題はエッセイを募集する際、ポスター1枚貼っただけではなかなか募集が集まらないことです。ポスターを貼って、エッセイをどう書けばいいのか、どんなことを書くのか、まず疑問に思われると思います。それから、セミナー開催時にこれまでの応募作品を配って、「実際の作品を示す」といったことをポスター掲示依頼するだけでなく、広く作品が一般の方の目につくような方法が必要ではないかと思っておりますので、ぜひ意見を出し合って取り組んでいただければと思います。

(司会) アンケート結果の「公的年金は破綻しない」という部分については、学生でありながらも、よく理解して安心していただきたいと、年金セミナーの説明時には重要視して話をしています。それから、免除の手続き等、学生納付特例も含めて、高校生であっても卒業後進学されてもすぐ二十歳になり案内が届いてしまいますので、1年先とは言いながらも手続きを理解していただくことが必要であるため、セミナーの中でも説明し、説明後の総括としてもお話しております。追納については、必ずできているかという疑問なところがありますので、今後注意して説明してまいります。

それから、エッセイについては、高等学校、中学校へのセミナーアプローチは、学校を訪問して、開催のご案内、協力をお願いしているところ

ろですが、それと併せて、エッセイの募集を期限が9月9日と短い期間ではありますが、「応募いただきたい」とご案内しております。その際、校長経験者の年金推進員が「エッセイに向かっていくためには、卒業や進学等でいろいろ忙しい3年生でやるのは大変だ」という声も聞いているので、逆に1、2年生でセミナーをやって、その次にエッセイに向かうという流れを作ってもらうのがいいのではないか」という提案をしながら説明し、募集のお願いをしてくれています。このような取組を今後も続けて応募を増やしていきたいと思っております。

(鳥居委員長) それでは、地域年金展開事業は年金制度を含めた宣伝、PR が主な目的だと思いますので、PR、宣伝等のプロフェッショナルの岩手日報さんからご発言をお願いします。

(本波委員) 岩手日報の本波です。

我々の業界は、ペーパーとデジタルのハイブリッドで情報提供をしていますが、紙の方はだいぶ苦戦しております。自分の息子も高校生で親父が新聞社に勤めていながら、ほとんど新聞は読まなくなりました。そういう状況の中で例えば高校生、大学生への浸透力といいますか、社会人になるまでの間のもっていきかたは本当に難しいと思っております。

今回初めて参加させていただきましたが、先ほど田口委員からもありました若い方々は評価、ポイント制度、そういった考え方をどこか頭の中に持ち合わせている世代でございます。例えば、厚生労働省と文部科学省のコラボレーションでエッセイを書くことによって、大学進学に関わる何か評価点になるとか、高校教育の中の「公共」、「情報」というものにフィットできるようなものが、何か一つでもあれば、セミナーやエッセイ応募を進めることができるのかなと、参加していて思いました。これはあくまで私は当事者ではありませんが、教育現場の皆様が苦勞なさっている現状を把握しておりますので、決してそういう意味ではプロフェッショナルではないのですが、一つの考え方として一つのことをやり遂げる何かができればいいのかなと思っております。

(鳥居委員長) 厚労省と文科省のコラボしたかたちで展開をつなげたものができればいいのではないかというご発言がございましたが、ご意見として承ります。

他に4年度の事業計画について何かあればご発言を求めます。なければただ今のご発言、議論で議事の(2)のところについてはご確認をいただけたということで終了をいたします。

ここで、議事(3)その他について事務局で準備しているものがあればお願いします。

(松本副所長) 準備はありません。

(鳥居委員長) あと特になければ、以上で質疑の方を終了させていただきます。

まとめとして佐々木所長からお話があればお願いいたします

(佐々木所長) 貴重なご意見ありがとうございました。

皆様方のご意見、ご要望を聞いて、それぞれの分野からのご発言で勉強になり、今こういった動きをしているのだなと参考にもなりました。そういったところを地域年金展開事業に活かしていきたいと思っています。特に小原委員から話があった、「今の学生は、紙は見ない」というところも含めて、それに合わせた発信の仕方を考えていかなければならない。それから「公共」という言葉もございました、これに合わせたやり方もあれば、それも一つの方策として取り組んでいきたいと思っています。

また、浅沼委員から話がありました、年金の委嘱の関係はまだまだ足りていると思ってはいませんが、どうしても会社の担当の方の出入りがございますから、そういうところもしっかりおさえながら、引き続き委嘱に向けた取組を進めていきたいと思います。

また、電子申請の関係については、昨年度も商工会の方からも同じような発言があったと記憶をしております。主にe-GOVの話だろーと思っているのですが、申請をされてもエラーで戻ってくる、そのエラーの内容がよくわからないため、事務所に照会があってもなかなか答えられないということが実際あります。実は、4月の東北地域の所長会議の際

に、本部の事業推進担当部門の理事が同席をしております、私から電子申請についての話をしました。「現在、事務所で電子申請の拡大、お願いをしているものの、一回電子申請をした事業所が『使い勝手が悪い』、『エラーの意味がわからない』ということで、紙の届出に戻っては本末転倒になる。電子申請をしてもらうために我々は動いているのに、使い勝手の悪さで利用されないというのは違うのではないのか」という話を担当理事にしたところです。まだものにはなっていませんが、これについては地道に話をしていきたいと思っています。

それから、手続きの簡素化について小國委員からお話がありましたが、私どもでもしっかり制度周知はやっていくものの、簡単な手続きについては、足を運ぶことなく、電子でしていただければ非常に助かると思っています。年金制度が複雑なため、年金の見込額や、複数年金の権利を持っている方などについては、しっかり相談対応していかなければならないと思うのですが、届出をするということについては、極力簡素化を進めていければと思っています。併せて宮澤委員から話がありました、「学特の説明で追納の話が無い」ということもございましたけれど、学特に限った話ではなく、免除については、全てその話をしなければならんと思っています。免除で終わりではなくて、必ずその後、追納というものが制度的にありますので、私どもの窓口、それから実際の年金セミナー、制度説明会での説明においても、免除の手続きの後の「追納すると年金額を増やせますよ」といったところも含めて話していきたいと思っています。

本日は多方面からご意見をいただきまして、ありがとうございました。岩手日報さんの厚労省と文科省のお話のところは、私どもの立場としては、なかなかお話しできるものではないのですが、そういったところも実現できれば大変ありがたいなと個人的には思います。

ぜひ、そういった縦だけでなく横のつながりももって、この年金制度がもっと周知されていくような世の中になってくれればいいなと、なおかつ私どもも、それに向けてまた引き続き取り組んでいくということ

申し上げて総括にしたいと思います。

本日はありがとうございました。

(鳥居委員長) それでは、以上で議事の方を終了といたします。

議長の退任にあたりまして、一言申し上げたいと思います。

委員の皆様のご協力をいただきまして、無事に議事を終了することができました。当会議の議長は、前回に続き2回目となりましたけれども、相変わらず緊張したままの進行となりました。その点をご容赦願いたいと思います。

前回の会議では、「日本の年金制度は非常に優秀だけれども、宣伝が下手なのかあまり実感がないよね」という話をさせていただきました。しかし、岩手県内の各年金事務所の取組を見ますと、コロナ禍で大変な時期ではありましたが、年金セミナーや年金委員活動、各種団体との連携のほか、コミュニティ放送の活用や年金ポスターコンクール、Webを活用した展開などPRのチャンネルを広げながら地域に根差した周知活動を粛々と行っていただいたと実感いたしました。

また、盛岡の佐々木所長からもありましたように、様々な業界から来ていただいている委員の皆様からも、それぞれの立場から貴重なご意見やご助言をお聞きすることができまして、年金事業を地域展開することの素晴らしさというものを再認識しながら進行させていただきました。

ご協力本当にありがとうございました。

5 本部あいさつ

(日本年金機構本部東北地域部 柴田部長)

日本年金機構東北地域部長の柴田でございます。

本日は、各委員の皆様方、ご多忙の所ご出席をいただき、誠にありがとうございました。委員の皆様方のご協力もあり、滞りなく会議終了の運びとなりました。

コロナ禍のなか、デジタル化やリモートでの会議研修等の実施が進められているところ、年金機構ではインターネット予約の開始、電子申請利用促進等にも力を入れております。

本日皆様方からいただきましたご意見等につきましては、日本年金機構本部および岩手県内の年金事務所において共有し、今後の地域年金展開事業を推進するにあたっての礎にしていきたいと思いますと考えております。

さて、従来から申し上げておりますように、公的年金制度の安定的かつ恒常的な発展のため、地域や企業の皆様に対し、正しい知識や情報を適時的確にお伝えすることは、私ども日本年金機構として重要な取組であると考えております。とりわけ、本年10月に施行となる短時間労働者の適用拡大については、人々の働き方に大きな影響を与える重要な制度改正であることから、徹底した制度周知を行い、適正な届出をいただくことを当機構の責務として取り組んでまいります。

これらの実現にあたりましては、本日ご参集の委員の皆様をはじめとした地域の関係団体のご協力が必要不可欠でございます。引き続き、地域における支援ネットワークの再構築に取り組み、地域・教育・企業など、それぞれのお立場からのご意見、ご提案を賜りながら、国民の皆様方の年金制度に対する理解を深め、制度加入や年金保険料納付に結び付けていけるよう努めてまいりますので、今後とも当機構の業務運営にご理解とご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

最後になりますが、引き続きのご指導・ご鞭撻を重ねてお願い申し上げまして、本日の運営調整会議の御礼のご挨拶とさせていただきます。

(司会) ここで事務局から委嘱に関する連絡事項ございますのでお願いいたします。

(松本副所長) それでは、今後人事異動等により現在の委員の方が変更となりましたら、お手数ですが事務局の方までご連絡お願いいたします。事務局より解嘱の届出と新たな推薦のお願いをさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

(司会) 皆様のおかげをもちまして、無事に会議を終えることができました。ご協力ありがとうございました。

以上をもちまして、令和4年度第1回岩手県地域年金展開事業運営調整会議を終了いたします。大変お疲れ様でございました。